

中分類 37 — 輸送用設備製造業

總 説

この中分類は、空水陸輸送設備の製造に從事する事業所をいう。主な製品は自動車、航空機、船舶、鐵道車輛及びその他の輸送設備すなわちオートバイ、馬車等である。

小分類 細分類 番 號 番 號

371 自動車及び附屬品製造業

3711 自動車製造業

主として一般用乗用車、トラック、バス並びに救急車、消防車、タクシー自動車、巡警車、兵員輸送車のような特殊用途の自動車類の完成品の製造ならびに組立に從事する事業所をいう。

このような事業所は自動車部分品を製造する事もあるが、主として部分品製造を行つて、完成品の製造に從事しないものは細分類3713に分類される。

主として自動自轉車の製造に從事する事業所は細分類3752に、車輪型トラクターは細分類3565—産業用トラック及びトラクター、トレーラー、スクッカーメchan製造業（無限軌道付トラクターを除く）に無限軌道型トラクターは細分類3531—建設用及び礦山用機械設備製造業に分類される。

○自動車製造業（主として完成品を製造するもの）；消防自動車製造業（主として完成品を製造するもの）；電氣自動車製造業；自動車シャシー製造業。

×自動車々體製造業；自動車部分品製造業；トラクター、トレーラー製造業；自動自轉車製造業。

3712 乗合自動車、貨物自動車及び乗合自動車の車體製造業

主として乗用車、トラック、バスの車體を製造するが自動車完成品の製造には從事しない事業所をいう。

主として自動車の完成品製造に從事する事業所は細分類3711に、又乗用車、トラック、バス用のスタンプ加工車體部品の製造に從事するものは細分類3452—塑形及びプレス加工金屬製品製造業に分類される。

○自動車車體製造業；ボディ製造業（自動車）

×自動車車體スタンプ加工部品製造業；自動車用プレス加工金屬製品製造業。

3713 自動車部分品及び附屬品製造業

主として自動車部分品の製造に從事するが自動車完成品を製造しない事業所を

中分類37—輸送用設備製造業

いう。

主な製品は自動車エンジン並びにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ、車軸、ラヂエーター、デファレンシヤルギヤー、トランスミッション、車輪、フレーム及び風防ガラス拭き、オイルフィルター、オイルストレーナーのよな他に分類されない附屬品類が含まれる。

主として自動車完成品の製造や組立てに從事する事業所は細分類3711にタイヤ、チューブは中分類30—ゴム製品製造業に、自動車用ガラスは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に、自動車用金物は細分類3429—他に分類されない金属製品製造業に、自動車用スタンプ加工品は細分類3452—塑形及びプレス加工金属製品製造業に、ヘッドライトは小分類 346—照明器具製造業に、點火装置は小分類364—自動車及び鐵道車輛用電氣裝置製造業に、蓄電池は細分類3691—蓄電池製造業に分類される。

○自動車エンジン、及びエンジン部分品製造業；ブレーキ及びブレーキ部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業；車軸製造業（自動車用）；ラヂエーター製造業（自動車用）；デファレンシヤルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；風防ガラス拭き製造業（自動車用）；オイルフィルター製造業（自動車用）；オイルストレーナー製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）。

×自動車製造組立業；タイヤチューブ製造業；自動車用ガラス製造業；自動車用金物製造業；自動車用スタンプ加工品製造業；ヘッドライト製造業；蓄電池製造業。

3714 トラック及び乗用車用の附隨車製造業

主としてトラック附隨車、トラクター型バスの附隨車、又は乗用車に取り付けられる附隨車の製造に從事し完備したトラック、バス、又は乗用車の製造に從事しない事業所をいう。

○トラック附隨車製造業；附隨車製造業（自動車用）；バス附隨車製造業；バストレーラー製造業

372 航空機及び部分品製造業

3721 航空機及び部分品製造業

373 船舶製造及び修理業

3731 鋼船製造及び修理業

主として5トン以上の種々の鋼船の製造及び修理に從事する事業所をいう。但し、主として骨組、又は船體の部品のみを造る事業所、又は下請けとして塗装、船臺、建具、配線等に從事する事業所はこゝに含まれない。

○鋼船製造、修理業（5トン以上のもの）；造船業（5トン以上の鋼船の製造修理

中分類37—輸送用設備製造業

- をするもの)。
- ×船體部分品製造業; 塗装業(船體塗装下請のもの); 船内配線業
- 3732 木造船製造及び修理業
主として5トン以上の種々の木造船の製造修理に從事する事業所をいう。
○木造船製造、修理業(5トン以上のもの); 造船業(5トン以上の木造船の製造修理を行うもの); 漁船製造業(5トン以上の木造船の製造修理を行うもの)
- ×木造船部分品製造業; 船體塗装請負業。
- 3733 小型船製造及び修理業
主として5トン以下の種々の小船、すなわちモーターボート、帆船、漕船、救命艇及びカヌー等を製造する事業所をいう。
○鋼船製造修理業(5トン未満のもの); 木造船製造修理業(5トン未満のもの); 漁船製造修理業(5トン未満のもの); 小型船製造修理業(5トン未満のもの); 船大工業(5トン未満の木船製造修理を行うもの)
- ×塗装業(船體塗装下請のもの); 小型船部分品製造業
- 374 鐵道車輛製造業
3741 鐵道車輛製造業
主として種々の型及び種々の大きさの機関車(車體及び部分品とも)及び貨物、旅客用の軌道上を走る車輛及び車輛諸設備の製造及び改造に從事する事業所をいう。
主として礦山用車輛の製造に從事する事業所は細分類353—建設及び礦山用機械設備製造業に分類される。主として機関車の修理及び改造のみを行なう鐵道修理工場は、非製造業に分類される。
○車輛製造業(鐵道用); 車輛部分品製造業(鐵道用); 機關車製造業(鐵道用); 電氣機關車製造業; 内燃機關車製造業; 電車製造業; 客車製造業; 貨車製造業; 汽車製造業
- ×車輛修理工場; 紳山用車輛製造業
- 375 オートバイ、自轉車、リヤカー及び部分品製造業
3751 自轉車、リヤカー及び部分品製造業
主として自轉車、リヤカー及びその部分品の製造に從事する事業所をいう。購入部品より自轉車を組み立てる事業所もここに含まれる。但し、主としてボールベアリングを製造する事業所は細分類3593—ボール及びローラーベアリング製造業に、又主として兒童用乗物の製造に從事する事業所は中分類39—その他の製造業に分類される。
○自轉車製造組立業; 厚生車製造組立業; 自轉車部分品製造業(ボールベアリン

中分類37—輸送用設備製造業

グを除く)

×児童乗物製造業; ポールペアリング製造業

3752 二輪車; 又は三輪車のオートバイ及び部分品製造業

主としてオートバイ、オート三輪車、サイドカー附オートバイ、モータースクーター並びにこれらの部分品の製造に從事する事業所をいう。購入した部分品より自動車自轉車の組立製造に從事する事業所もこゝに含まれる。主としてポールペアリングの製造を行う事業所は細分類3593—ポール及びローラーペアリング製造業に分類される。

○オートバイ製造組立業; オート三輪車製造組立業; モータースクーター製造組立業; 自動自轉車部分品製造業(ポールペアリングを除く)

×ポールペアリング製造業

379 他に分類されない輸送用設備製造業

3799 他に分類きれない輸送用設備製造業

主として畜力による乗物(荷牛馬車、馬車、橇、小型橇)及びその部分品、手押し車、人力車のような他に分類されない輸送車輛及び部分品を製造する事業所をいう。

主として産業用トラック、トラクター、トレーラーの製造に從事するものは細分類3565—産業用トラック及びトラクター、トレーラー、スタッカー製造業(無限軌道付トラクターを除く)に、児童用乗物の製造に從事するものは中分類39—その他の製造業に分類される。

○荷牛馬車製造業; 人力車製造業; 荷車製造業; 橇製造業; 手押荷役車製造業; 畜力車部分品製造業; 人力車部分品製造業

×産業用トラック、トラクター、トレーラー製造業。